

2013年1月18日

高知県文化生活部人権課長  
白石 文広 様

人権と民主主義・教育と自治を守る  
高知県共闘会議

議長 鎌田 伸



## 「高知県人権に関する県民意識調査」に関する話し合いの申し入れ

日頃から、人権問題に関する行政を推進されていることに敬意を表します。

さて、現在県が集計を行っている表記の調査とその結果分析について、私たちの考えを以下の通り、まとめました。ぜひ集計・分析並びにこれからの施策を考える際に、ご考慮下さいませよう、お願い申し上げます。

また、昨年8月・11月の話し合いの際にも「速報値が出た後にそのことについて話し合いを」とお願いしておりました通り、本件に関して懇談の場を近日中に設定していただきますよう、お願い申し上げます。

\*話し合いの設定は、下記の事務局までお願いします。

人権共闘事務局 畑山和則（高知県教組内）  
電話 088-822-4135

### 記

#### 1 基本的とらえ方について

1. 同和問題に関する差別意識は、実態として基本的に解消に向かっている。そういう現実を踏まえたとらえ方をすべきではないか。

たとえば、結婚差別については、この二十数年間、県が集約する「差別事象一覧」の中にはカウントされていない。結婚に際しての問題が起こったり、家族が反対したりすることは一般的にあり得ることである。その中で、当人同士の努力や回りの協力・援助等で、解決して行っているのである。

このような意識調査で、二重の「仮定」（子どもがいて、結婚する場合）で考えや思いを聞くことにさしたる意味はない。一つは、7割から8割近くが積極的もしくは消極的であれ、結婚を認めると答えており、これらの数字はこの調査のほぼピークを示していると考えられる。現時点で9割や10割になることはない。二つ目は、5%前後の「絶対に認めない」と答えた人が、実際にそうするかどうかは分からないからである。相手を見て気に入ること、相手の考えを聞いてこだわりをなくすることがあるからである。

こうした例からも分かるとおおり、解消に向かっていることを基本にすえるべきである。

## 2. 人権意識調査のとらえ方及び取り扱いについて

この調査の根拠は、「高知県人権尊重の社会づくり条例」の第2条（県の責務）の2項「知事は、人権意識の高揚をはかるため、県内における人権に関する実態について、定期的に公表するものとする」であると思われる。

(1) この条例が定めているものは、「人権に関する実態」の公表である。言うまでもなく、意識は内心の問題であり、実態すなわち具体的事実あるいは人権侵害や差別の事実ではない。したがって、「意識調査」の根拠にこの条例をあてることは適当ではない。

(2) 「公表」の目的を条例は「人権意識の高揚をはかるため」としている。そうすると、調査の設問や結果の公表が、県民に誤解や偏見を与えることになってはならないことになる。また、マイナスのイメージを植え付けることになれば、目的とは逆になってしまう。その点で、今までも問題提起してきたように、この調査の設問や結果の使われ方には問題がある。そのことを再検討されることを求める。

## 3. 差別解消の阻害要因の認識について

地対協意見具申が1986年に指摘した阻害要因・新しい差別を生む要因の克服こそが同和問題解決の大前提であることを認識し、そのためのとりくみを進めるべきである。意見具申は次のように指摘している。

「因習的な差別意識は、本来、時の経過とともに薄れゆく性質のものである。しかし、新しい要因による新たな差別意識は、その新しい要因が克服されなければ解消されることは困難である。」

(新しい要因)

- ①行政の主体性の欠如
- ②同和関係者の自立、向上の精神の涵養の視点の軽視
- ③えせ同和行為の横行
- ④同和問題についての自由な意見の潜在化傾向

こうした認識のもとに、すべての行政を進めるべきである。

## 4. 「人権施策を推進する上での基礎資料」について

(1) 私たちは、同和問題を中心に問題点の指摘をしているが、人権施策は、同和問題や県が掲げる7課題だけを対象とするのではなく、それ以外にも多くの課題が存在している。具体的な例はいくつかを「Ⅱ2」でも指摘しているが、それに限るものではない。もっと広く考える必要がある。

(2) 何より、人権施策は人権が侵害されてからどうこうするのではなく、一人一人にどのような基本的人権があり、どのような手立てでそれを保障しているのかという観点も必要である。基本的人権についてどう学んでいるのか、また学んできたのか、それを振り返る視点・設問も基礎資料とするならば、必要不可欠ではないか。

(3) また、県は、この調査の目的を「今後の人権施策を推進していく上での基礎資料とする」と説明している。もし、本当に人権施策のための資料を求めるとであれば、このような調査に県費を支出するのではなく、それぞれ関係する諸団体との意見交換なり、ヒアリングを行う方が、ずっと実務的であり、効果的だと考える。

たとえば、人権連、解放同盟、人権共闘会議、新日本婦人の会、母親運動連絡会、子どもと教育を守る高知県連絡会、県教組、高教組、独立高教組、日教組高知、教団連、PTA組織、保育運動組織、市町村教育委員会、高齢者運動連絡会、年金者組合、障害者運動連絡会、その他、NPO等も含め、数多くの各種団体が存在している。

## II 設問の問題点について

### 1. 「同和地区」や「同和地区の人」「同和地区出身の人」という言葉について

今後、「同和地区」や「同和地区の人」が行政上存続していると受け取られるような取り扱いを止めること。また、「同和地区出身の人」というとらえ方は、旧地区と関係なく生活している人々をまで「関係者」として掘り起こすことにもつながりかねない言葉であり、問題である。「前回の設問で使っていた」とか「(地区の人と地区出身の人という言葉) 同じ意味である」とか説明できず、行政として定義もできないことばを、使い続けることは止めるべきである。

### 2. 「関心のある人権問題」(問い1-3)の選択肢について

今日的な人権問題として、マスコミでも取り上げられることの多い以下のような人権問題が選択肢から欠落している。

雇用条件や解雇など働く者の人権、貧困問題、いじめ、自殺、単身家庭の問題、思想・信条による不当な扱い、虐待、売買春など

### 3. 「同和問題の解決」(問い2-5)について

(1) このような問いと選択肢は、同和問題が「基本的に解決に向かっている」という現状認識に誤解や偏見を与えることになる。

(2) 地対協意見具申は、阻害要因・新たな差別意識を生む要因として四つの課題を指摘している。なぜ選択肢にその中の一つ「えせ同和行為」しか取り上げないのか。次の三つが抜けている。

①行政の主体性の確立(あるいは同和行政の終結)

②同和関係者の自立

③自由な意見を抑圧する糾弾路線の是正

(3) 「そっとしておけば自然となくなる」が30.9%ある。これは、①因習的な差別意識は時の経過とともに薄れていくので、このように回答して問題はない。②「そっとしておけば」の意味の中には、運動団体の行き過ぎた行為・過剰に反応する行政への批判・不満が込められていると見るべきではないか。③原因と結果を取り違えた本末転倒の行政啓発への批判が含まれているのではないか。

誤った考え方で片付けることはできないと考えられる。

### 4. 「人権意識を高めるための啓発方法」(問い12-1)について

「行政啓発」で人権意識が高まることを前提にした設問であるが、この設問には次のような問題点がある。

(1) 「行政啓発で人権意識が高まった」というデータや、実証研究がどこにあるのか。そのような客観的な資料が公開され研究された例を知らない。逆に、「啓発」と「人権意識の高揚」の因果関係は見られないという実態調査は滋賀大学の梅田修教授によって和歌山県で実態調査され、研究発表されている。

(2) 意識は人の「内心」である。行政が県民の「内心」を調査し、何らかの方向に変える、高めるということは、実現不可能であるだけでなく、憲法が保障する内心の自由に対する侵害である。県民がどのような考えや思いを持とうと、それは個人の自由であって、行政がとやかく言う筋合いのものではない。具体的に人権侵害の事実が起こらない限り、考えや思いを問題視される謂われはない。行政が県民の心の中に「啓発」と称して手を突っ込んではいならないのである。

(3) 人々の意識が変わるのは、条件や環境の変化を反映したり、自由な意見交換や論議の中で自主的・主体的に考えることによるもので、上から押しつけられて変わるものではない。

以上のことから、「行政啓発」は憲法違反であり、根本的に再検討し、見直すべきである。

#### 5. 「学校でどのような教育を行ったらよいか」(問い12-2)について

(1) 選択肢の中に「差別」というとらえ方が二つ出ていて、「人権=差別」と誤解される恐れがある。人権をもっと広くとらえるべきである。

(2) 選択肢の中に次のような内容のものが欠落している。

①憲法の基本的人権についての学習

②一人一人が大切にされ、どの子もゆとりを持って伸びることのできる教育

#### 6. 「人権が尊重される社会を実現するために必要なこと」(問い12-3)について

(1) 「教育」と「啓発」に回答が集まるような選択肢になっている。

(2) 次のような課題が欠落している。

①社会づくりにおける環境改善・条件づくり

②人権と福祉を重視した地域づくり

③住民の交流と共同を進める地域づくり

### III 調査結果について

#### 1. 「同和地区、同和問題を知った時期」(問い2-1)について

小学校が42.8%となっている。義務教育段階、特に小学校で教えることで本当に正しく理解されるのか。

習った言葉を、相手をやっつけるために使ったりふざけで使用したりするのは、当然のことである。少なくとも、小学校や中学校1年の段階で扱うのは、無理があるのではないか。歴史上の言葉、死語となってゆく言葉を教えることは改めるべきである。

## 2. 「同和地区や同和問題を初めて知ったきっかけ」(問い2-2)について

学校の授業の30.9%に次いで、家族からが28.0%となっている。家族が話した理由であるが、旧来の因習的な差別意識によるものは少ないのではないかと。これをもって差別意識がまだ根強く存在しているとは言えない。「遊びに行かれん」とか「遊びに行く時は注意せんといかん」とか「めったなことは言われん」という意味が含まれているのではないかと。これは、解同による糾弾路線へのおそれの反映であり、そう思ってもやむを得ないのが現状である。

1986年の地対協意見具申は「同和問題について自由な意見交換ができる環境がないことは、差別意識の解消の促進を妨げている決定的要因となっている」と指摘している。そして、1987年の総務庁(当時)地域改善対策室の「地域改善対策啓発推進指針」でも重ねて次のように指摘されている。「もしも良心的な人々の尊敬を得ることを軽視し、恐怖感の利用を肯定するならば、それは明らかに民間運動団体の行き過ぎであり、61年意見具申(注・昭和61年・1986年のこと、原文通りのため。)でも指摘されているとおり、同和問題は怖い存在であり、避けた方がよいとの意識を発生させ、えせ同和行為の横行の背景となる」

## 3. 「同和地区や同和地区の人ということに気にしたり、意識したりすることがあるか」(問い2-3)について

「ない」が53.0%で半数を超えているが、気にしたり、意識する場合の多くは「結婚する時」(30.3%)となっている。しかし、これもだから結婚差別につながっていると、結婚差別意識が温存されていると簡単には言えない。上記4で述べたようなおそれや不安を感じるとしたら、「できれば関わりたくない」「将来子どもが苦勞するのではないかと」などと心配するのは、旧来の誤解や偏見、迷信と違って、根拠のある心配である。内心ではそういう不安や心配を持ちながらも、実際には当人同士の熱意や回りの援助・協力等で解決しているのが現状である。20代で見ると、旧地区内外の融合結婚が7割に到達しており、基本的に解消を迎えている。何らかのこだわりや不安ということ言えば、同和問題に限ったことではない。

## 4. 「こどもの結婚」(問い2-4)について

「絶対に認めない」というのは、10年前にも約5%で変わっていないし、「家族や親戚が反対すれば認めない」も3%~3.5%であまり変わっていない。積極的もしくは消極的に認めるというの、7割前後から7割後半である。これは一つは行政啓発の限界を示しているのではないかと。もう一つは、7割が「認める」という結果は、最後の壁と言われた結婚問題においても、解消が進んでいることを示しているのではないかと。このような状況の中で、「調査」することがその設問や選択肢の問題も含めて、問題解決に逆行している。誤解や偏見を与えるものになっていると認識すべきではないかと。少なくともこのような調査が「人権意識の高揚」に資するとは考えられない。

以上